



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年3月10日火曜日 第2653号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則.....	(薬務衛生課) ... 139
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	(砂防課) ... 144

告 示

愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託.....	(障害福祉課) ... 145
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	(農地整備課) ... 145
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課) ... 146
保安林の指定.....	(") ... 146
特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表.....	(漁港課) ... 146
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(砂防課) ... 146
土砂災害警戒区域の指定.....	(") ... 146
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ... 147
土砂災害警戒区域の指定.....	(") ... 148
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ... 149
公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定.....	(建築住宅課) ... 153
道路の供用開始(県道西条久万線).....	(東予地方局管理課) ... 153
土地改良事業の計画の変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ... 154
道路の区域変更(県道猪伏西谷線).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ... 154
道路の供用開始(").....	(") ... 154
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ... 154

選挙管理委員会告示

愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....	(選挙管理委員会) ... 155
--	-------------------

正 誤

平成26年4月1日付け第2558号外1目次中.....	(人事課) ... 156
平成26年12月24日付け第2634号外1(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)中.....	(") ... 156

規 則

○愛媛県規則第2号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

平成27年3月10日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療等の用途)

第2条 条例第13条ただし書の規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

(1) 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途

ア 国の機関

イ 地方公共団体及びその機関

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関

エ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第69条第4項の試験の用途
- (3) 法第76条の6第1項の検査の用途
- (4) 犯罪鑑識の用途
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める用途
（収去証）

第3条 条例第14条第1項の職員は、同項の規定により条例第12条第1項に規定する知事指定薬物又はその疑いがある物品を収去しようとするときは、その相手方に、収去証（様式第1号）を交付しなければならない。

（身分証明書）

第4条 条例第14条第3項（条例第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第2号）とする。

（警告書）

第5条 条例第15条第3項の規則で定める書面は、警告書（様式第3号）とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係) 収去証

収 去 証

- 1 収去の相手方の住所又は営業所所在地

- 2 収去の相手方の氏名又は法人の名称

- 3 収去品名及び収去数量

- 4 収去場所

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第14条第1項の規定に基づき、上記のとおり収去する。

年 月 日

所 属

収去者 職 名

氏 名

Ⓔ

備考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2号(第4条関係) 身分証明書

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">写 真 貼 付</p> </div>	<p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">身 分 証 明 書</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 10px 0 0 0;">所 属 職 名 氏 名</p>	<p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 10px 0 0 0;">年 月 日生</p>
<p>上記の者は、愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第14条第1項及び第16条第2項の職員であることを証明する。</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日発行 年 月 日まで有効</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">愛媛県知事 印</p>		

(裏)

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

(立入検査等)

第14条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、知事指定薬物若しくはその疑いがある物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又はこれらの物を製造し、栽培し、販売し、授与し、貯蔵し、若しくは陳列した者（以下「貯蔵者等」という。）に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、貯蔵者等の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物若しくはその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、取去させることができる。

2 省略

3 前2項の規定により立入検査、質問又は取去をする者は、第1項の職員にあっては規則で、前項の警察職員にあっては公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄等)

第16条 知事は、第13条第1号の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている知事指定薬物又は同号の規定に違反して製造され、栽培され、販売され、若しくは授与された知事指定薬物について、これらの知事指定薬物を取り扱う者に対して、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置（以下「廃棄等の措置」という。）をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わない場合であつて、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要があると認めるときは、その職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

3 前項の規定による廃棄、回収その他の処分をする職員については、第14条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項の職員にあっては規則で、前項の警察職員にあっては公安委員会規則」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。

第6章 罰則

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 省略

(2) 第16条第1項の規定による命令に違反し、又は同条第2項の規定による廃棄、回収その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第30条 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項若しくは同条第2項の規定による立入検査若しくは同条第1項の規定による取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項若しくは同条第2項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

様式第3号(第5条関係) 警告書

警 告 書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



がした次の行為は、愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第13条の規定に違反するので、同条の規定に違反する行為をしないよう（させないよう）警告する。

1 日 時

2 場 所

3 行為の内容

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

○愛媛県規則第3号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成17年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（身分証明書）</p> <p>第2条 法第5条第5項（<u>法第22条第2項及び第30条第2項</u>において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）によるものとする。</p> <p>（特定開発行為許可標識の設置）</p> <p>第3条 法第10条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る対策工事等（法第12条に規定する対策工事等をいう。以下同じ。）の期間中、当該特定開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）内の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（様式第2号）を設置しなければならない。</p> <p>（特定開発行為の変更の許可の申請）</p> <p>第4条 <u>法第17条第2項</u>の申請書は、特定開発行為変更許可申請書（様式第3号）によるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第5条 <u>法第17条第3項</u>の届出は、軽微変更等届出書（様式第4号）によるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（許可に基づく地位の承継）</p> <p>第6条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定開発行為（<u>法第10条第1項</u>に規定する特定開発行為をいう。以下同じ。）を承継させるものに限る。）があったときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定開発行為を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号（第2条関係） 身分証明書</p> <p>（表）</p>	<p>（身分証明書）</p> <p>第2条 法第5条第5項（<u>法第21条第2項及び第28条第2項</u>において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）によるものとする。</p> <p>（特定開発行為許可標識の設置）</p> <p>第3条 法第9条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る対策工事等（法第11条に規定する対策工事等をいう。以下同じ。）の期間中、当該特定開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）内の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（様式第2号）を設置しなければならない。</p> <p>（特定開発行為の変更の許可の申請）</p> <p>第4条 <u>法第16条第2項</u>の申請書は、特定開発行為変更許可申請書（様式第3号）によるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第5条 <u>法第16条第3項</u>の届出は、軽微変更等届出書（様式第4号）によるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（許可に基づく地位の承継）</p> <p>第6条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定開発行為（<u>法第9条第1項</u>に規定する特定開発行為をいう。以下同じ。）を承継させるものに限る。）があったときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定開発行為を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第1号（第2条関係） 身分証明書</p> <p>（表）</p>
<p>省略</p> <p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項及び<u>第30条第1項</u>の規定により他人の占有する土地に立ち入り、並びに同法<u>第22条第1項</u>の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p> <p>省略</p> <p>（裏）</p>	<p>省略</p> <p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項及び<u>第28条第1項</u>の規定により他人の占有する土地に立ち入り、並びに同法<u>第21条第1項</u>の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p> <p>省略</p> <p>（裏）</p>
<p>省略</p> <p>（基礎調査のための土地の立入り等）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>省略</p> <p>（基礎調査のための土地の立入り等）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p>

3 第1項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4～6 省略

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8～10 省略

(立入検査)

第22条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2・3 省略

(緊急調査のための土地の立入り等)

第30条 省略

2 省略

第7章 罰則

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第7項(第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- (2) 第22条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第41条 省略

3 第1項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4～6 省略

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項に規定する立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8～10 省略

(立入検査)

第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2・3 省略

(緊急調査のための土地の立入り等)

第28条 省略

2 省略

第7章 罰則

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第7項(第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- (2) 第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第36条 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に交付されている改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則様式第1号の規定による身分証明書は、改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則様式第1号の規定による身分証明書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第241号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成27年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
松山市道後町二丁目12番11号
- 2 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

○愛媛県告示第242号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、宇和島市三間町曾根、大藤、成家、務田、則及び黒井地地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年3月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ため池等整備事業・成妙地区)変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年3月11日から4月7日まで
- 3 縦覧場所
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第243号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

松山市川の郷町乙1から乙13まで、乙16の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

川の郷町乙1・乙12・乙13（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第244号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

四国中央市寒川町字寒川山乙72

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寒川山乙72（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第245号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、平成27年2月19日、本浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を次のとおり変更した。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

（「次のとおり」は、省略し、本浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更に係る特定漁港漁場整備事業計画書は、南予地方局産業経済部水産課において公衆の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
ファミリアイツA 206 - - 179(2)	西条市飯岡（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	ファミリアイツA 206 - - 179(2)	西条市飯岡（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ファミリアイツB 206 - - 180(2)	西条市飯岡（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	ファミリアイツB 206 - - 180(2)	西条市飯岡（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
永納山 212 - - 157(1)	西条市河原津永納（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	永納山 212 - - 157(1)	西条市河原津永納（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米山 212 - - 158(1)	西条市六軒屋楠（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	米山 212 - - 158(1)	西条市六軒屋楠（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米山川 212 - 1006 a	西条市楠・河原津（次の図のとおり）	土石流	米山川 212 - 1006 a	西条市楠・河原津（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
米山川 212 - 1006 b	西条市楠・河原津（次の図のとおり）	土石流	米山川 212 - 1006 b	西条市楠・河原津（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浦谷川 349 - 1418	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流
柳川 350 - 1432	越智郡 上島町 弓削上 弓削 (次の 図のと あり)	土石流
巖川 352 - 1445	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと あり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、
今治土木事務所及び上島町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第248号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下弓削 F 350 - I - 505(1)	越智郡 上島町 弓削下 弓削 (次の 図のと あり)	急傾斜地 の崩壊	下弓削 F 350 - I - 505(1)	越智郡 上島町 弓削下 弓削 (次の 図のと あり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと あり
鳩岡 352 - I - 28 (2)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと あり)	急傾斜地 の崩壊	鳩岡 352 - I - 28 (2)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと あり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと あり
新地 352 - I - 536(1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと あり)	急傾斜地 の崩壊	新地 352 - I - 536(1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと あり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと あり
小漕 352 - I - 540(1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと あり)	急傾斜地 の崩壊	小漕 352 - I - 540(1)	越智郡 上島町 岩城 (次の 図のと あり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと あり
井ノ頭 川 349 - 1419	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	井ノ頭 川 349 - 1419	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり

古殿川 349 - 1420	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	古殿川 349 - 1420	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
神ヶ市 川 349 - 1421 - 1	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	神ヶ市 川 349 - 1421 - 1	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
神ヶ市 川 349 - 1421 - 2	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	神ヶ市 川 349 - 1421 - 2	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
神ヶ市 川 349 - 1421 - 3	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	神ヶ市 川 349 - 1421 - 3	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
井ノ浦 川 349 - 1422	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	井ノ浦 川 349 - 1422	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
松の浦 川 349 - 1423	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	松の浦 川 349 - 1423	越智郡 上島町 魚島 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
日比川 350 - 1424	越智郡 上島町 弓削日 比 (次の 図のと あり)	土石流	日比川 350 - 1424	越智郡 上島町 弓削日 比 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
上狩尾 川 350 - 1426	越智郡 上島町 弓削狩 尾 (次の 図のと あり)	土石流	上狩尾 川 350 - 1426	越智郡 上島町 弓削狩 尾 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
狩尾川 350 - 1427	越智郡 上島町 弓削狩 尾 (次の 図のと あり)	土石流	狩尾川 350 - 1427	越智郡 上島町 弓削狩 尾 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
柳川上 川 350 - 1431	越智郡 上島町 弓削上 弓削 (次の 図のと あり)	土石流	柳川上 川 350 - 1431	越智郡 上島町 弓削上 弓削 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
南柳川 350 - 1433	越智郡 上島町 弓削上 弓削 (次の 図のと あり)	土石流	南柳川 350 - 1433	越智郡 上島町 弓削上 弓削 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
北引野 川 350 - 1435	越智郡 上島町 弓削引 野 (次の 図のと あり)	土石流	北引野 川 350 - 1435	越智郡 上島町 弓削引 野 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
引野川 350 - 1436	越智郡 上島町 弓削引 野 (次の 図のと あり)	土石流	引野川 350 - 1436	越智郡 上島町 弓削引 野 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり

南引野川 350 - 1437	越智郡上島町引野 (次の図のとおり)	土石流	南引野川 350 - 1437	越智郡上島町引野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上明神川 350 - 1438	越智郡上島町引野明神 (次の図のとおり)	土石流	上明神川 350 - 1438	越智郡上島町引野明神 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
明神川 350 - 1439	越智郡上島町引野明神 (次の図のとおり)	土石流	明神川 350 - 1439	越智郡上島町引野明神 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南明神川 350 - 1440	越智郡上島町引野明神 (次の図のとおり)	土石流	南明神川 350 - 1440	越智郡上島町引野明神 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大江谷川 351 - 1441	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	土石流	大江谷川 351 - 1441	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
稲浦川 351 - 1442 - 1	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	土石流	稲浦川 351 - 1442 - 1	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
稲浦川 351 - 1442 - 2	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	土石流	稲浦川 351 - 1442 - 2	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥里川 351 - 1443	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	土石流	奥里川 351 - 1443	越智郡上島町生名 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
由之左近川 352 - 1444	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	由之左近川 352 - 1444	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
由之左近川 352 - 1446	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	由之左近川 352 - 1446	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西高原川 352 - 1447	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	西高原川 352 - 1447	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高原川 352 - 1448	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	高原川 352 - 1448	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東高原川 352 - 1449	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	東高原川 352 - 1449	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小村川西川 352 - 1450	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	小村川西川 352 - 1450	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

小村川 352 - 1451	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	小村川 352 - 1451	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中川 352 - 1452	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	中川 352 - 1452	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長江川北川 352 - 1456	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	長江川北川 352 - 1456	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長谷川上川 352 - 1457	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	長谷川上川 352 - 1457	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小漕川右支川 352 - 1458	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	小漕川右支川 352 - 1458	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
伊勢免川 352 - 1463	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	伊勢免川 352 - 1463	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
伊勢免川下川 352 - 1464	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	伊勢免川下川 352 - 1464	越智郡上島町岩城 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、今治土木事務所及び上島町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第249号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
深浦川	宇和島市大浦 (次の図のとおり)	土石流
下裡田川	宇和島市川内 (次の図のとおり)	土石流
東大福浦川	宇和島市坂下津 (次の図のとおり)	土石流

白浦川 203 - 1145 - 1	宇和島市白浜 (次の図のとおり)	土石流
南船隠川 203 - 1161	宇和島市三浦東 (次の図のとおり)	土石流
信教寺川 203 - 1179	宇和島市三浦西 (次の図のとおり)	土石流
西黒石川 481 - 1304	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流
横崎川 481 - 1307	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流
東横崎川 481 - 1308	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流
長畑川 481 - 1310	宇和島市吉田町沖村・吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流
下雪森川 481 - 1323	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流
粟ヶ谷川 482 - 1369	宇和島市三間町務田 (次の図のとおり)	土石流
戸雁川 482 - 1381	宇和島市三間町戸雁 (次の図のとおり)	土石流
西梶ヶ内川 486 - 1602	宇和島市津島町近家 (次の図のとおり)	土石流
中上谷川 486 - 1613	宇和島市津島町高田 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古味の川 203 - I - 2043(1)	宇和島市祝森 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	古味の川 203 - I - 2043(1)	宇和島市祝森 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大内B 203 - I - 2088(1)	宇和島市三浦西 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大内B 203 - I - 2088(1)	宇和島市三浦西 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
先嬉ヶ浦 203 - I - 2121(1)	宇和島市将淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	先嬉ヶ浦 203 - I - 2121(1)	宇和島市将淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原d 203 - I - 147(2)	宇和島市柿原 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	柿原d 203 - I - 147(2)	宇和島市柿原 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊吹北f 203 - I - 148(2)	宇和島市伊吹町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	伊吹北f 203 - I - 148(2)	宇和島市伊吹町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
屋敷C 481 - I - 2618(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	屋敷C 481 - I - 2618(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木ノ下 482 - I - 2246(1)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	木ノ下 482 - I - 2246(1)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麓 482 - I - 2255(1)	宇和島市三間町金銅 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	麓 482 - I - 2255(1)	宇和島市三間町金銅 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駄馬 482 - I - 2261(1)	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	駄馬 482 - I - 2261(1)	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西屋敷 482 - I - 2263(1)	宇和島市三間町小沢川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西屋敷 482 - I - 2263(1)	宇和島市三間町小沢川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
サコ 482 - I - 2268(1)	宇和島市三間町迫目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	サコ 482 - I - 2268(1)	宇和島市三間町迫目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

下神田 B 482 - I - 2277(1)	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下神田 B 482 - I - 2277(1)	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
竹中 482 - I - 2760(1)	宇和島 市三間 町黒井 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	竹中 482 - I - 2760(1)	宇和島 市三間 町黒井 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大下 482 - I - 2761(1)	宇和島 市三間 町黒井 三間町 戸雁 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大下 482 - I - 2761(1)	宇和島 市三間 町黒井 三間町 戸雁 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
八幡 486 - I - 2360(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	八幡 486 - I - 2360(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
藤井 486 - I - 2374(1)	宇和島 市津島 町増穂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	藤井 486 - I - 2374(1)	宇和島 市津島 町増穂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
横浦(B) 486 - I - 2394(1)	宇和島 市津島 町横浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	横浦(B) 486 - I - 2394(1)	宇和島 市津島 町横浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
久保津 (C) 486 - I - 2780(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	久保津 (C) 486 - I - 2780(1)	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
於泥下 486 - I - 2782(1)	宇和島 市津島 町下畑 津島町 岩松 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	於泥下 486 - I - 2782(1)	宇和島 市津島 町下畑 津島町 岩松 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
西黒の 瀬川 203 - 1009	宇和島 市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	西黒の 瀬川 203 - 1009	宇和島 市大浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西高串 本村川 203 - 1037	宇和島 市高串 (次の 図のと おり)	土石流	西高串 本村川 203 - 1037	宇和島 市高串 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中村川 203 - 1038	宇和島 市高串 (次の 図のと おり)	土石流	中村川 203 - 1038	宇和島 市高串 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南光満 川 203 - 1046	宇和島 市光満 (次の 図のと おり)	土石流	南光満 川 203 - 1046	宇和島 市光満 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東安常 川 203 - 1049	宇和島 市高串 (次の 図のと おり)	土石流	東安常 川 203 - 1049	宇和島 市高串 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下本田 川 203 - 1055	宇和島 市柿原 (次の 図のと おり)	土石流	下本田 川 203 - 1055	宇和島 市柿原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

水道川 203 - 1058	宇和島 市柿原 (次の 図のと おり)	土石流	水道川 203 - 1058	宇和島 市柿原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
間才川 203 - 1060 - 1	宇和島 市柿原 (次の 図のと おり)	土石流	間才川 203 - 1060 - 1	宇和島 市柿原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
間才川 203 - 1060 - 2	宇和島 市柿原 (次の 図のと おり)	土石流	間才川 203 - 1060 - 2	宇和島 市柿原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下福来 川 203 - 1109 - 1	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	下福来 川 203 - 1109 - 1	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下福来 川 203 - 1109 - 2	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	下福来 川 203 - 1109 - 2	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
古味ノ 川北川 203 - 1111 - 1	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	古味ノ 川北川 203 - 1111 - 1	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
古味ノ 川北川 203 - 1111 - 2	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	古味ノ 川北川 203 - 1111 - 2	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中阿瀬 部川 203 - 1114	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	中阿瀬 部川 203 - 1114	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
おじ川 東川 203 - 1115	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	おじ川 東川 203 - 1115	宇和島 市祝森 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
内屋谷 川 203 - 1127 - 1	宇和島 市保田 (次の 図のと おり)	土石流	内屋谷 川 203 - 1127 - 1	宇和島 市保田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
内屋谷 川 203 - 1127 - 2	宇和島 市保田 (次の 図のと おり)	土石流	内屋谷 川 203 - 1127 - 2	宇和島 市保田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
内屋谷 川 203 - 1127 - 3	宇和島 市保田 (次の 図のと おり)	土石流	内屋谷 川 203 - 1127 - 3	宇和島 市保田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下石引 川 203 - 1132	宇和島 市寄松 (次の 図のと おり)	土石流	下石引 川 203 - 1132	宇和島 市寄松 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南石引 川 203 - 1133 - 1	宇和島 市寄松 (次の 図のと おり)	土石流	南石引 川 203 - 1133 - 1	宇和島 市寄松 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南石引 川 203 - 1133 - 2	宇和島 市寄松 (次の 図のと おり)	土石流	南石引 川 203 - 1133 - 2	宇和島 市寄松 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大成北 川 203 - 1136 - 1	宇和島 市寄松 (次の 図のと おり)	土石流	大成北 川 203 - 1136 - 1	宇和島 市寄松 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

大成北川 203 - 1136 - 2	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	大成北川 203 - 1136 - 2	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥坂下津川 203 - 1143 - 1	宇和島市坂下津 (次の図のとおり)	土石流	奥坂下津川 203 - 1143 - 1	宇和島市坂下津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥坂下津川 203 - 1143 - 2	宇和島市坂下津 (次の図のとおり)	土石流	奥坂下津川 203 - 1143 - 2	宇和島市坂下津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東大福浦川 203 - 1144 - 2	宇和島市坂下津 (次の図のとおり)	土石流	東大福浦川 203 - 1144 - 2	宇和島市坂下津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白浦川 203 - 1145 - 2	宇和島市白浜 (次の図のとおり)	土石流	白浦川 203 - 1145 - 2	宇和島市白浜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白浦川 203 - 1145 - 3	宇和島市白浜 (次の図のとおり)	土石流	白浦川 203 - 1145 - 3	宇和島市白浜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白浦川 203 - 1145 - 4	宇和島市白浜 (次の図のとおり)	土石流	白浦川 203 - 1145 - 4	宇和島市白浜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西大福浦川 203 - 1147	宇和島市白浜 (次の図のとおり)	土石流	西大福浦川 203 - 1147	宇和島市白浜 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上夏秋川 203 - 1162 - 1	宇和島市三浦東 (次の図のとおり)	土石流	上夏秋川 203 - 1162 - 1	宇和島市三浦東 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上夏秋川 203 - 1162 - 2	宇和島市三浦東 (次の図のとおり)	土石流	上夏秋川 203 - 1162 - 2	宇和島市三浦東 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
尾崎川 203 - 1170	宇和島市三浦西 (次の図のとおり)	土石流	尾崎川 203 - 1170	宇和島市三浦西 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東名切川 203 - 1171	宇和島市三浦西 (次の図のとおり)	土石流	東名切川 203 - 1171	宇和島市三浦西 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西明越川 203 - 1183	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	西明越川 203 - 1183	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下矢の浦川 203 - 1184	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	下矢の浦川 203 - 1184	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
深浦川 203 - 1192 - 1	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	深浦川 203 - 1192 - 1	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

深浦川 203 - 1192 - 2	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	深浦川 203 - 1192 - 2	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
水ヶ浦東川 203 - 1194	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	水ヶ浦東川 203 - 1194	宇和島市遊子 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大島中川 203 - 1200	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	大島中川 203 - 1200	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上高助川 203 - 1207	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	上高助川 203 - 1207	宇和島市蔦淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下柿之浦川 203 - 1214 - 1	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	下柿之浦川 203 - 1214 - 1	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下柿之浦川 203 - 1214 - 2	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	下柿之浦川 203 - 1214 - 2	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鯨谷川 203 - 1238	宇和島市蛤 (次の図のとおり)	土石流	鯨谷川 203 - 1238	宇和島市蛤 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
頭成川 203 - 1239 - 1	宇和島市蛤 (次の図のとおり)	土石流	頭成川 203 - 1239 - 1	宇和島市蛤 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
頭成川 203 - 1239 - 2	宇和島市蛤 (次の図のとおり)	土石流	頭成川 203 - 1239 - 2	宇和島市蛤 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
頭成川 203 - 1239 - 3	宇和島市蛤 (次の図のとおり)	土石流	頭成川 203 - 1239 - 3	宇和島市蛤 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上筋川 481 - 1266	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	上筋川 481 - 1266	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西伊勢川 481 - 1274	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	西伊勢川 481 - 1274	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西立目川 481 - 1283	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	西立目川 481 - 1283	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東中ヶ浦川 481 - 1290	宇和島市吉田町浅川 (次の図のとおり)	土石流	東中ヶ浦川 481 - 1290	宇和島市吉田町浅川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荒地内川 481 - 1317	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	荒地内川 481 - 1317	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

ハジカ ミ川 481 - 1348	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	ハジカ ミ川 481 - 1348	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西ノ川 482 - 1392 - 1	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	西ノ川 482 - 1392 - 1	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上是延 川 482 - 1365	宇和島 市三間 町土居 垣内 (次の 図のと おり)	土石流	上是延 川 482 - 1365	宇和島 市三間 町土居 垣内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西ノ川 482 - 1392 - 2	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	西ノ川 482 - 1392 - 2	宇和島 市三間 町川之 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
奥内洞 川 482 - 1367	宇和島 市三間 町増 田・北 宇和郡 鬼北町 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	奥内洞 川 482 - 1367	宇和島 市三間 町増 田・北 宇和郡 鬼北町 吉波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	南金銅 川 482 - 1394	宇和島 市三間 町田・ 三間 町金 銅 (次の 図のと おり)	土石流	南金銅 川 482 - 1394	宇和島 市三間 町田・ 三間 町金 銅 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
土居中 川 482 - 1368	宇和島 市三間 町土居 中 (次の 図のと おり)	土石流	土居中 川 482 - 1368	宇和島 市三間 町土居 中 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下金銅 川 482 - 1395	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	下金銅 川 482 - 1395	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
長田川 482 - 1370	宇和島 市三間 町是 三間 町曾 根 (次の 図のと おり)	土石流	長田川 482 - 1370	宇和島 市三間 町是 三間 町曾 根 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下西ノ 川 482 - 1397 - 1	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	下西ノ 川 482 - 1397 - 1	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
古谷の 奥川 482 - 1374	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	土石流	古谷の 奥川 482 - 1374	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下西ノ 川 482 - 1397 - 2	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	下西ノ 川 482 - 1397 - 2	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上金山 川 482 - 1377 - 1	宇和島 市三間 町大藤 (次の 図のと おり)	土石流	上金山 川 482 - 1377 - 1	宇和島 市三間 町大藤 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	上田川 川 482 - 1399 - 1	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	上田川 川 482 - 1399 - 1	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南金山 川 482 - 1380	宇和島 市三間 町成家 (次の 図のと おり)	土石流	南金山 川 482 - 1380	宇和島 市三間 町成家 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	上田川 川 482 - 1399 - 2	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	上田川 川 482 - 1399 - 2	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
竹中川 482 - 1384	宇和島 市三間 町黒井 地 (次の 図のと おり)	土石流	竹中川 482 - 1384	宇和島 市三間 町黒井 地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	上田川 川 482 - 1399 - 3	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	上田川 川 482 - 1399 - 3	宇和島 市三間 町田川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西鬼峠 川 482 - 1387	宇和島 市三間 町北増 穂 (次の 図のと おり)	土石流	西鬼峠 川 482 - 1387	宇和島 市三間 町北増 穂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	東恵美 須坂川 482 - 1402 - 1	宇和島 市三間 町大内 (次の 図のと おり)	土石流	東恵美 須坂川 482 - 1402 - 1	宇和島 市三間 町大内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西小沢 川 482 - 1390	宇和島 市三間 町小沢 川 (次の 図のと おり)	土石流	西小沢 川 482 - 1390	宇和島 市三間 町小沢 川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	東恵美 須坂川 482 - 1402 - 2	宇和島 市三間 町大内 (次の 図のと おり)	土石流	東恵美 須坂川 482 - 1402 - 2	宇和島 市三間 町大内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東小沢 川 482 - 1391	宇和島 市三間 町小沢 川 (次の 図のと おり)	土石流	東小沢 川 482 - 1391	宇和島 市三間 町小沢 川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	音地川 482 - 1405	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	音地川 482 - 1405	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
							上加町 川 482 - 1406	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	上加町 川 482 - 1406	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

加町川 482 - 1407 - 1	宇和島 市三間 音三三 間町 間中間 (次の 図のと おり)	土石流	加町川 482 - 1407 - 1	宇和島 市三間 音三三 間町 間中間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
加町川 482 - 1407 - 2	宇和島 市三間 音三三 間町 間中間 (次の 図のと おり)	土石流	加町川 482 - 1407 - 2	宇和島 市三間 音三三 間町 間中間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
掛網代 川 486 - 1578	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	土石流	掛網代 川 486 - 1578	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
本谷川 486 - 1584	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	土石流	本谷川 486 - 1584	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
缶の奥 川 486 - 1586	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	土石流	缶の奥 川 486 - 1586	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東本谷 川 486 - 1601	宇和島 市津島 町近家 (次の 図のと おり)	土石流	東本谷 川 486 - 1601	宇和島 市津島 町近家 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上谷川 486 - 1611	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	土石流	上谷川 486 - 1611	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南上谷 川 486 - 1612	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	土石流	南上谷 川 486 - 1612	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下谷川 486 - 1614	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	土石流	下谷川 486 - 1614	宇和島 市津島 町高田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上山財 谷川 486 - 1624	宇和島 市津島 町山財 (次の 図のと おり)	土石流	上山財 谷川 486 - 1624	宇和島 市津島 町山財 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

下地越 谷川 486 - 1627	宇和島 市津島 町岩淵 (次の 図のと おり)	土石流	下地越 谷川 486 - 1627	宇和島 市津島 町岩淵 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上音地 川 486 - 1633	宇和島 市津島 町増穂 (次の 図のと おり)	土石流	上音地 川 486 - 1633	宇和島 市津島 町増穂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南大門 川 486 - 1646	宇和島 市津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	土石流	南大門 川 486 - 1646	宇和島 市津島 町上畑 地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
元ノ浦 川 486 - 1657	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	土石流	元ノ浦 川 486 - 1657	宇和島 市津島 町北灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西田風 川 486 - 1665	宇和島 市津島 町田風 (次の 図のと おり)	土石流	西田風 川 486 - 1665	宇和島 市津島 町田風 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
鼠鳴川 486 - 1667	宇和島 市津島 町鼠鳴 (次の 図のと おり)	土石流	鼠鳴川 486 - 1667	宇和島 市津島 町鼠鳴 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第251号

愛媛県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり変更し、平成27年4月分の家賃から適用する。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

設置所在地名	団 地 名	建設年度	構造別	数 値	備 考
八幡浜市国木	神山	59	耐火	0.7980	第2号棟に限る。

○愛媛県告示第252号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市大保木字榎原辛109番12から 同字辛109番10まで	平成27年 3月10日

○愛媛県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市樋口土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管

理）の計画の変更を平成27年 2月26日認可した。

平成27年 3月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9054番 1地先から 同字9056番 1地先まで	旧	メートル 4.4～7.3	キロメートル 0.176	
		上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9054番 1地先から 同字9055番 3まで	新	5.0～53.2	0.166	

○愛媛県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9054番 1地先から 同字9055番 3まで	平成27年 3月10日

○愛媛県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三間土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 3月10日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 岡 義 一	宇和島市三間町金銅363番地
"	高 木 常 樹	宇和島市三間町古藤田365番地
"	中 谷 一 利	宇和島市三間町則1646番地
"	大 賤 勝 馬	宇和島市三間町黒井地1773番地
"	兵 頭 立 士	宇和島市三間町兼近475番地
"	小 西 和 昭	宇和島市柿原1921番地 1
"	竹 葉 敬 正	宇和島市三間町宮野下1065番地
監 事	藤 原 靖 昭	宇和島市三間町是延365番地 2
"	二 宮 隆 三	宇和島市三間町迫目293番地
"	河 野 道 生	宇和島市三間町大藤198番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所

理 事	宇都宮 傳	宇和島市三間町大藤675番地
"	富 永 真 範	宇和島市三間町黒井地1900番地
"	今 西 吉 久	宇和島市三間町小沢川398番地
"	毛 利 正 行	宇和島市三間町北増穂417番地
"	渡 邊 雄 策	宇和島市三間町大内273番地
"	土 居 修	宇和島市三間町土居垣内55番地
"	山 本 聰	宇和島市三間町戸雁1146番地
監 事	古 谷 虎 男	宇和島市三間町則1488番地
"	田 中 利 弘	宇和島市三間町増田110番地
"	兵 頭 信 夫	宇和島市三間町波岡836番地

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

平成26年11月16日執行の愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成27年 3月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成26年11月16日執行 愛媛県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 32,435,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小路 貴之	所属党派	無 所 属	期 間 平成26年10月5日から 第1回分 平成27年1月6日まで 第2回分
出納責任者氏名	中 尾 暁 子			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	0円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	527,600
くらし・平和・安全をまもる県民の会		1,500,000円	選挙事務所費	527,600
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	3,640
			印刷費	873,680
			広告費	147,446
			文具費	6,774
			食糧費	30,780
その他の寄附	0件	0	宿泊費	40,976
その他の収入		0	雑 費	2,160
今 回 計		1,500,000	今 回 計	1,633,056
総 計		1,500,000	総 計	1,633,056

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	705,200円
	計	705,200円

報告書受理年月日	平成26年11月28日	第 1 回 報 告 分
	平成27年1月12日	第 2 回 報 告 分

候補者氏名	中村 時 広	所属党派	無 所 属	期 間 平成26年10月18日から 第1回分 平成26年12月5日まで 第2回分
出納責任者氏名	浮 穴 義 夫			

収 入		支 出	
主たる寄附		人件費	829,000円

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
日 野 二 郎	会社役員	430,000円	家屋費	1,353,936
愛顔えひめの会		1,391,000	選挙事務所費	730,000
仙 波 重 樹	会社役員	68,000	集合会場費	623,936
竹 村 良 香	無 職	48,000	通信費	58,973
中 野 景 二	自 営 業	16,000	交通費	226,070
金 並 英 佑	自 営 業	24,000	印刷費	1,424,060
			広告費	112,900
			文具費	0
その他の寄附	0件	0	食糧費	69,766
その他の収入		3,040,000	休泊費	73,850
今 回 計		5,017,000	雑 費	54,273
総 計		5,017,000	今 回 計	4,202,828
			総 計	4,202,828

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	512,000円
	ポスターの作成	742,500円
	計	1,254,500円

報告書受理年月日	平成26年12月1日	第 1 回 報 告 分
	平成26年12月9日	第 2 回 報 告 分

正 誤

○正 誤

平成26年 4月 1日付け第2558号外 1 目次中

ページ	箇 所	誤	正
1	目次欄上から 13行目	愛媛県事務決裁規程の 一部を改正する訓令	愛媛県庁事務決裁規程 の一部を改正する訓令

○正 誤

平成26年12月24日付け第2634号外 1 (職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例) 中

ページ	箇 所	誤	正
76	第7条 改正前欄中 下から5行目	34,200円	34,900円